

松江市告示第 43 号

松江市特定不妊治療費助成事業実施要綱(平成 30 年松江市告示第 101 号)の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 月 27 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正後欄に掲げる既定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(助成の額、回数及び期間)</p> <p>第 5 条 助成の額は、夫婦が特定不妊治療に要した費用に対して、1 回の治療(採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精 1 回に至る治療の過程をいう。具体的には別図の A から F までのいずれかの場合にあてはまるものとし、別図の G 及び H の場合は対象としない。)につき 15 万円(別図の C 及び F の場合は 7 万 5,000 円)までとする。ただし、初回の<u>申請にかかる治療に限り 40 万円(別図の C 及び F の場合は 15 万円)</u>まで助成する。</p> <p>2 略</p> <p>3 助成回数は、他の都道府県、指定都市及び中核市(以下「他の実施機関」という。)が実施する事業による助成を含めて、<u>初回の申請に係る</u> 治療期間の初日(以下この項において「<u>基準日</u>」という。)における妻の年齢が <u>40 歳未満</u>であるときは、<u>通算 6 回</u>までとし、<u>基準日における妻の年齢が</u></p>	<p>(助成の額、回数及び期間)</p> <p>第 5 条 助成の額は、夫婦が特定不妊治療に要した費用に対して、1 回の治療(採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精 1 回に至る治療の過程をいう。具体的には別図の A から F までのいずれかの場合にあてはまるものとし、別図の G 及び H の場合は対象としない。)につき 15 万円(別図の C 及び F の場合は 7 万 5,000 円)までとする。ただし、初回の _____ <u>治療(別図の C 及び F の場合を除く)</u> に限り <u>30 万円</u>まで助成する。</p> <p>2 略</p> <p>3 助成回数は、他の都道府県、指定都市及び中核市(以下「他の実施機関」という。)が実施する事業による助成を含めて、<u>初めて助成を受けた際の</u>治療期間の初日 _____ における妻の年齢が <u>40 歳未満</u>であるときは、<u>通算 6 回(40 歳以上であるときは通算 3 回)</u></p>

40歳以上であるときは、通算3回までとする。ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。

4 略

5 この事業における特定不妊治療の助成（他の実施機関が実施する事業による助成を含む。）を受けた者が妊娠（助成回数の上限に達した後の妊娠を含む。）し、特定不妊治療を行う場合にあっては、助成回数の上限に達した後に再びこの事業の助成を受けることができる。この場合における助成回数は、再び助成を受けるための初回の申請に係る治療期間の初日（以下この項において「基準日」という。）における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回までとし、基準日における妻の年齢が40歳以上であるときは、通算3回までとする。

6 前項における助成の額は、当該夫婦が特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（別図のC及びFの場合は7万5千円）までとする。ただし、新たに採卵を行った治療の初回申請分に限り、30万円（別図のC及びFの場合は7万5千円）まで助成する。

（助成の申請）

第7条 略

2 略

3 第1項の助成申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(5) 略

_____までとする。ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。

4 略

5 この事業における特定不妊治療の助成（他の実施機関が実施する事業による助成を含む。）を受けた者が妊娠（助成回数の上限に達した後の妊娠を含む。）し、特定不妊治療を行う場合にあっては、助成回数の上限に達した後に再びこの事業の助成を受けることができる。この場合における助成回数は、再び助成を受けるための初回の申請に係る治療期間の初日（以下この項において「基準日」という。）における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回までとし、基準日における妻の年齢が40歳以上であるときは、通算3回までとする。

6 前項における助成の額は、当該夫婦が特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（別図のC及びFの場合は7万5千円）までとする。ただし、新たに採卵を行った治療の初回申請分に限り、30万円（別図のC及びFの場合は7万5千円）まで助成する。

（助成の申請）

第7条 略

2 略

3 第1項の助成申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) その他市長が必要と認める書類

(妊娠特例における申請等)

第8条 第5条第5項の規定により助成を受

けようとする者は、初回の申請を行う際に
前条第1項の申請書に母子健康手帳の写し
を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、母子健康手帳

の交付がなく、かつ、公簿等でも妊娠の事
実が確認できない場合は、母子健康手帳の
写しの添付に代えて申立書(様式第3号)を
提出しなければならない。

(審査、決定及び支払)

第9条 略

2 夫婦のいずれかの住所地が市外にある場
合において前2条の規定による申請があっ
たときは、必要に応じて他の実施機関と調
整を行い、一の不妊治療期間について他の
実施機関との重複支給を行わないものと
する。

3 市長は、助成申請書の受理後、申請者の支
給要件を審査し、助成すべきものと認めた
ときは、特定不妊治療費助成事業承認決定
通知書(様式第4号)により、その旨を申請
者に通知するものとする。

4 略

(助成金の返還)

第10条 市長は、この要綱の規定に違反し、
又は不正行為によって助成金の給付を受
けた者に対し、助成金を返還させることが
できる。

(台帳の整備)

第11条 市長は、助成の状況を明確にする

(審査、決定及び支払)

第8条 略

2 夫婦のいずれかの住所地が市外にある場
合において前条の規定による申請があっ
たときは、必要に応じて他の実施機関と調
整を行い、一の不妊治療期間について他の
実施機関との重複支給を行わないものと
する。

3 市長は、助成申請書の受理後、申請者の支
給要件を審査し、助成すべきものと認めた
ときは、特定不妊治療費助成事業承認決定
通知書(様式第3号)により、その旨を申請
者に通知するものとする。

4 略

(助成金の返還)

第9条 市長は、この要綱_____に違反し、
又は不正行為によって助成金の給付を受
けた者に対し、助成金を返還させることが
できる。

(台帳の整備)

第10条 市長は、助成の状況を明確にする

ため、特定不妊治療費助成事業台帳(様式第5号)を備えるものとする。

第12条 略

様式第1号(第7条関係)

特定不妊治療費助成申請書

略

略

略

略

申請額	申請額=①+②
金	①上限 150,000 円 (治療ステージ C, F の場合 75,000 円) 初回申請のみ上限 <u>400,000 円</u> 【妊娠特例を除く】 (治療ステージ C, F の場合 <u>150,000 円</u>)
円	うち、 <u>採卵を伴う初回治療のみ上限 300,000 円【妊娠特例のみ】</u> (治療ステージ C, F の場合 <u>75,000 円</u>)
円	②男性不妊治療を行った場合 (治療ステージ C を除く) 上限 150,000 円 (初回申請のみ上限 300,000 円)
年 月 日	
	(あて先)松江市長

略

略

様式第3号 別紙のとおり

様式第4号(第9条関係) 略

様式第5号(第11条関係) 略

ため、特定不妊治療費助成事業台帳(様式第4号)を備えるものとする。

第11条 略

様式第1号(第7条関係)

特定不妊治療費助成申請書

略

略

略

略

申請額	申請額=①+②
金	①上限 150,000 円 (治療ステージ C, F の場合 75,000 円) 初回申請のみ上限 <u>300,000 円</u> _____
円	(治療ステージ C, F <u>を除く</u> _____)
円	うち、 男性不妊治療
円	②男性不妊治療を行った場合 (治療ステージ C を除く) 上限 150,000 円 (初回申請のみ上限 300,000 円)
年 月 日	
	(あて先)松江市長

略

略

様式第3号(第8条関係) 略

様式第4号(第10条関係) 略

妊娠に関する申立書

（あて先）松江市長

【申立内容】

妊娠日	年	月頃
上記のことが真実であることを申立てます。		
年 月 日		
申立人住所 _____		
電話番号 _____		
申立人氏名 _____ (印)		

※ この申立書は、松江市特定不妊治療費助成事業の承認決定に使用するものです。それ以外の目的に使用することはありません。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行し、改正後の松江市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定（第5条第1項を除く。）は、令和2年4月1日から適用する。